

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更
新旧対照表

現 行	変 更 案
<p>第1条～第16条 略 （広域連合の経費の支弁の方法） 第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもつて充てる。 （1）～（3） 略 （4） <u>社会保険診療報酬支払基金</u>交付金 （5） 略 2 略 第18条 略</p>	<p>第1条～第16条 略 （広域連合の経費の支弁の方法） 第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもつて充てる。 （1）～（3） 略 （4） <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>交付金 （5） 略 2 略 第18条 略</p>